

平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

目 次

1 目 的	1
2 測定内容	1
(1) 測定の種類	
(2) 測定地点	
(3) 測定期間	
(4) 採水方法	
(5) 測定項目及び測定回数	
(6) 流量測定	
(7) 分析方法	
3 測定機関	3
4 測定結果の数値の取扱い方法	3
(1) 公共用水域	
(2) 地下水	
5 その他	3
別表 1 公共用水域水質測定計画一覧表	4
別表 2 地下水水質測定計画一覧表	8
別表 3 分析方法等	15
別表 4 数値の取扱い方法	19
別図 1 公共用水域水質測定地点	24
別図 2 地下水水質測定地点	29

1. 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ロ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査

とし、地下水質調査方法に準拠するもの

とします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内63河川109地点、6海域19地点の合計128地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査53地点、定期モニタリング調査66地点の合計119地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において実施するものとします。

(3) 測定期間

平成13年4月から同14年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ウ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1～2m上部）を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第1

21号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(平成7年環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格に基づく方法とし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成元年9月14日付け環水管第189号の環境庁水質保全局長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元(井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高)についても、可能な限り調査するものとします。

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関			測定回数 回/年	測定項目																															
			京都市	京都府	国土交通省		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素					
							京都市	京都府	国土交通省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
概況調査	京北町	2826	○			1	1	1	1	1	1																											
	美山町	2426	○			1	1	1	1	1	1																											
	團部町	3519	○			1																																
	丹波町	3020	○			1																																
	日吉町	3022	○			1																																
	瑞穂町	3118	○			1	1	1	1	1	1																											
	和知町	2719	○			1	1	1	1	1	1																											
	夜久野町	2204	○			1																																
		2305	○			1																																
	加悦町	1509	○			1																																
	伊根町	0615	○			1		1		1																												
	野田川町	1308	○			1																																
	峰山町	1106	○			1	1		1		1																											
	久美浜町	0903	○			1	1		1		1																											
		0904	○			1	1		1		1																											
	0905	○			1	1		1		1																												
	1005	○			1	1		1		1																												
	1105	○			1	1		1		1																												

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関			測定回数	回/年	測定項目																															
			国土交通省	京都府	京都市			カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	トランス-1,2-ジクロロエチレン				
定期モニタリング調査	綾部市	2120	○		2																														2				
		2313	○		2																																		
		2413	○		2																																		
	宇治市	6344	○		2																																		
		6444	○		2																																		
		6543	○		2																																		
		6643	○		2																																		
	亀岡市	3824	○		2																																		
		4731	○		2																																		
	城陽市	6844	○		2																																		
		6241	○		2																																		
	向日市	6240	○		2																																		
		6340	○		2																																		
		6341	○		2																																		
	長岡京市	6240	○		2																																		
		6340	○		2																																		
大山崎町	6341	○		2																																			
	6440	○		2																																			

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関			測定回数 回/年	測定項目																																
			京都市	京都府	国土交通省		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエタン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	多元素	ほう素	トランス-1,2-ジクロロエチレン					
							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
定期モニタリング調査	久御山町	6642	○			2																														2			
	井手町	4731	○			2																														2			
		4831	○			2					2																												
				○			2				2																												
	木津町	5131	○			2																																	
		5232	○			2																																	
	加茂町	5233	○			2																																	
		南山城村	4837	○			2																																
			0609	○			2																																
		弥栄町	1003	○			2																																
久美浜町			○			2																																	
汚染範囲確認調査	亀岡市	3824	○			1																															1		
			○			1																																1	
			○			1																																	1
			○			1																																	1
			○			1																																	1
			○			1																																	1
			○			1																																	1
			○			1																																	1
井手町	4731	○				1																															1		
	4831	○				1																															1		

別表3 分析方法等

I 公共用水域

区分	項目	河川		海域		備考
		分析方法	類コード	分析方法	類コード	
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1又はガラス電極法)	201	同 左	201	
	BOD	告示第59号に基づく方法 (規格21)	203	—	—	
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	204	同 左	204	
	SS	告示第59号に基づく方法 (附表8)	205	—	—	
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	202	同 左	202	
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	206	同 左	206	
	有機リン化合物類	規格24.4又は 告示第59号に基づく方法(附表9)	207	同 左	207	
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	208	同 左 (規格45.4)	208	
	全燐	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	209	同 左	209	
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格65)	301	同 左	301	
	全シアン	告示第59号に基づく方法(「規格38.1.2 及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	302	同 左	302	
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	304	同 左	304	
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	305	同 左	305	
	砒素	告示第59号に基づく方法 (規格61.2又は61.3)	306	同 左	306	
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(附表1)	307	同 左	307	
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(附表2)	308	同 左	308	
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(附表3)	309	同 左	309	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	310	同 左	310	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	311	同 左	311	
	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	312	同 左	312	
	1,1-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	313	同 左	313	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	314	同 左	314	
	1,1,1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	315	同 左	315	
	1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	316	同 左	316	

区分	項目	河川		海域		備考
		分析方法	類コード	分析方法	類コード	
健康項目	トリクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	317	同左	317	
	テトラクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	318	同左	318	
	1,3-ジクロロベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	319	同左	319	
	チウラム	告示第59号に基づく方法(附表4 及び環水管第27号・環水規第21号)	320	同左	320	
	シマジン	告示第59号に基づく方法 (附表5の第1又は第2)	321	同左	321	
	チオベンカルブ	告示第59号に基づく方法 (附表5の第1又は第2)	322	同左	322	
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	323	同左	323	
	セレン	告示第59号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)	324	同左	324	
	硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5)	513	同左	513	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	512	同左	512	
	ふっ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は附表6)	407	同左	407	
	ほう素	告示第59号に基づく方法 (規格47.1又は47.3若しくは附表7)	736	同左	736	
	特殊項目	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は附表4若しくは附表5)	625	同左(DDTC確認)	625
クロム		告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	406	同左	406	
銅		告示第64号に基づく方法 (規格52.2, 52.3, 52.4又は52.5)	402	同左(DDTC確認)	402	
亜鉛		告示第64号に基づく方法 (規格53)	403	同左(DDTC確認)	403	
溶解性鉄		告示第64号に基づく方法 (規格57.2, 57.3又は57.4)	404	同左(DDTC確認)	404	
溶解性マンガン		告示第64号に基づく方法 (規格56.2, 56.3, 56.4又は56.5)	405	同左(DDTC確認)	405	
フェノール類		告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	729	同左	729	
アモニア性窒素		規格42.2に準じる方法	401	同左	401	
無機性リン		規格46.1.1に準じる方法	511	同左	511	
その他の項目	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	522	同左	522	
	濃度	上水試験法3.3.3に基づく方法	620	同左	620	
	濁度	上水試験法3.3.3に基づく方法	603	同左	603	
	電気伝導度	規格13に基づく方法	601	同左	601	

区分	項目	河川		海域		備考
		分析方法	項目コード	分析方法	項目コード	
その他の項目	C1イオン	JIS K0101の32に基づく方法	607	同左	607	
	クロロフィルa	上水試験方法20.2に基づく方法	532	海洋環境調査法9.2.4に定める方法	532	
	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	651	同左	651	
一般項目	気温	規格7.1に基づく方法	104	同左	104	
	水温	規格7.2に基づく方法	105	同左	105	
	外観	規格8に準じる方法	122	同左	122	
	臭気	規格10に準じる方法	124	同左	124	
	透視度	規格9に基づく方法	602	同左	602	
	透明度	—	110	海洋環境監視による方法	110	

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。
4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。
5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則に基づく環境庁長官が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。
6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
7: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。
8: 項目コードは、『公共用水域水質測定結果報告要領』(平成6年6月3日環水規第128号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づき、各都道府県が環境庁へ結果報告する際の統一番号である。

2. 地下水

区分	項目	分 析 方 法	備 考	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	告示第10号に基づく方法(規格55)		
	全シアン	同上 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)		
	鉛	同上 (規格54)		
	六価クロム	同上 (規格65.2)		
	砒素	同上 (規格61.2又は61.3)		
	総水銀	同上 (告示第59号の付表1)		
	アルキル水銀	同上 (告示第59号の付表2)		
	PCB	同上 (告示第59号の付表3)		
	ジクロロメタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	四塩化炭素	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,2-ジクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1-ジクロロエチレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,1-トリクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,2-トリクロロエタン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	トリクロロエチレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	テトラクロロエチレン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,3-ジクロロプロパン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	チウラム	同上 (告示第59号の付表4及び環水管第27号・環水規第21号)		
	シマジン	同上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	チオベンカルブ	同上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	ベンゼン	同上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	セレン	同上 (規格67.2又は67.3)		
	硝酸性窒素	同上 (規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5)		
	亜硝酸性窒素	同上 (規格43.1)		
	ふっ素	同上 (規格34.1又は告示第59号の付表6)		
	ほう素	同上 (規格47.1又は47.3若しくは告示第59号の付表7)		
	要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)	
	その他	pH	規格12.1に基づく方法	

注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。

2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。

3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。

4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。

5: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。

6: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。

別表 4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (2数法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数点第2位以下を切捨て、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

監
通

水
1月
う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以下8.5以下	—	—桁	1桁	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1以下~10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	2以下~8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下~100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上~7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下~5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質 (脂肪)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下~1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下~0.09以下	0.003	2	3	<0.003
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
健康項目	ふっ素	0.8以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計 10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
要監視項目	ニッケル	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
特殊項目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.001	2	3	<0.001
	亜鉛	—	0.001	2	3	<0.001
	鉄（溶解性）	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン（溶解性）	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィルa	—	0.1	2	1	<0.1
	トリハロメタン生成能	—	0.0004	2	4	<0.0004
一般項目	気温	—	—	2	1	—
	水温	—	—	2	1	—
	流量	—	—	2	2	—
	採取水深	—	—	2	1	—
	全水深	—	—	2	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (℃)、透明度 (m)、透視度 (m)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l)
上記及びpH以外は (mg/l) である。

2. 地下水

『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日付け環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分	項目	環境基準項目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載時）	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
		pHの小数点第2位以下は切捨て、第1位までとする。	
平均値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。		

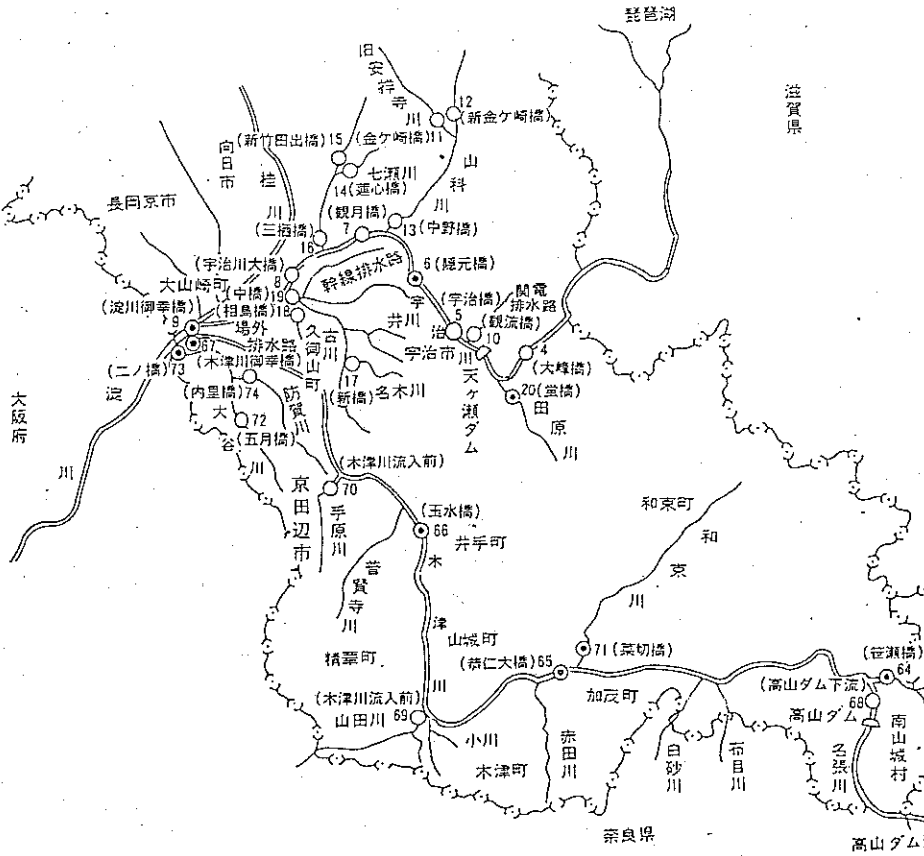
報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01	0.001	2桁	3桁まで	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.04	2	2	<0.04
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	P C B	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
硝酸性窒素	計 10 以下	0.01	2	2	<0.01	
亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
ふっ素	0.8 以下	0.1	2	1	<0.1	
ほう素	1 以下	0.1	2	1	<0.1	
要監視項目	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	-	-	-	1	-

注) 1 単位: mg/l

2 要監視項目については指針値

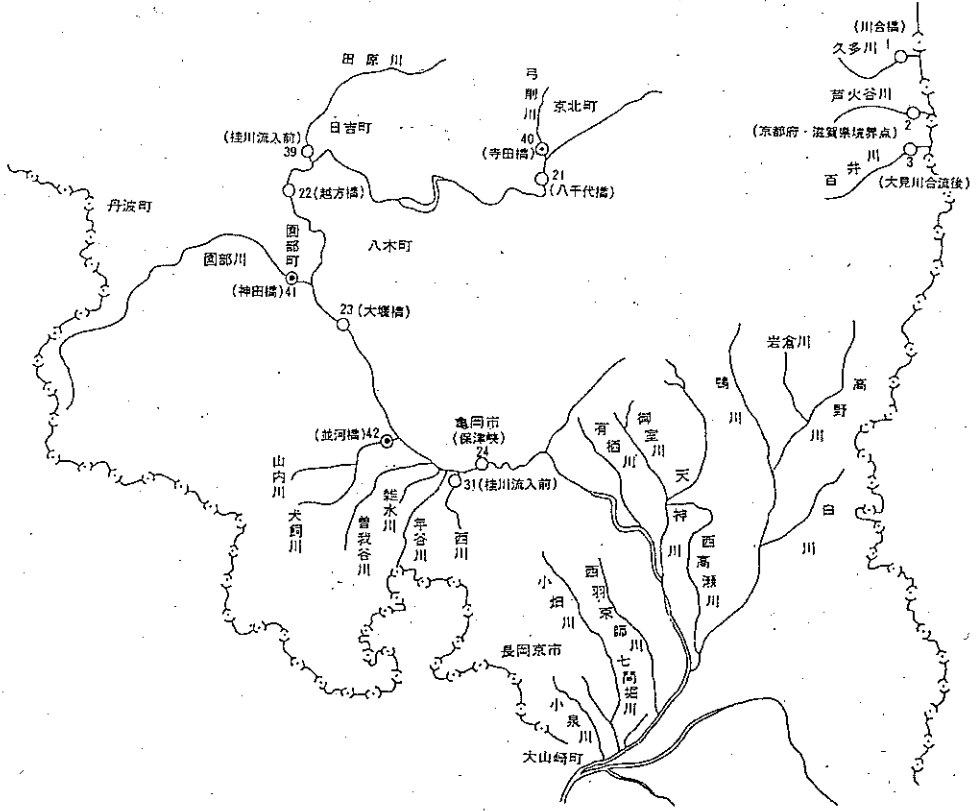
別図1 公共用水域水質測定地点



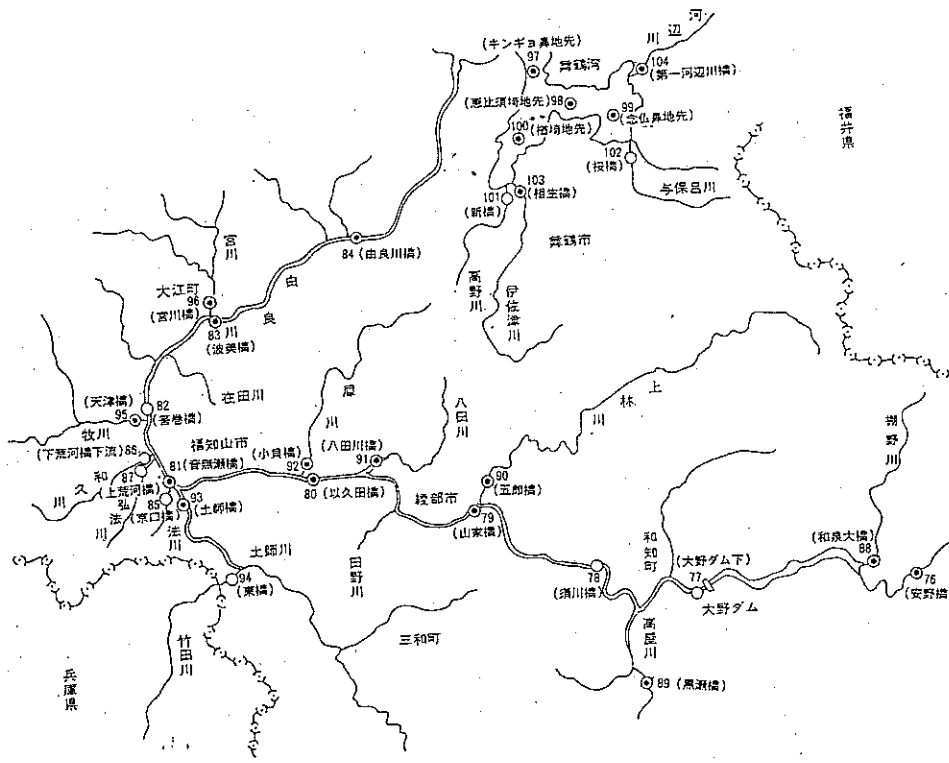
凡例

- 1 番号は測定地点番号、()は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準地点を示す。

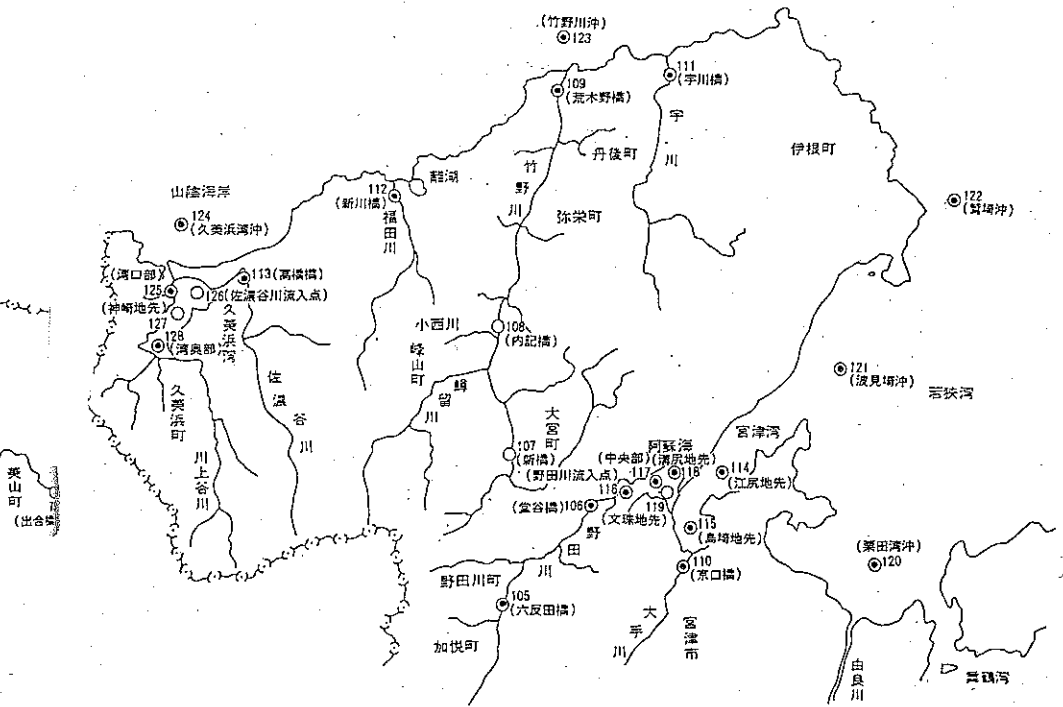
測定地点(1)



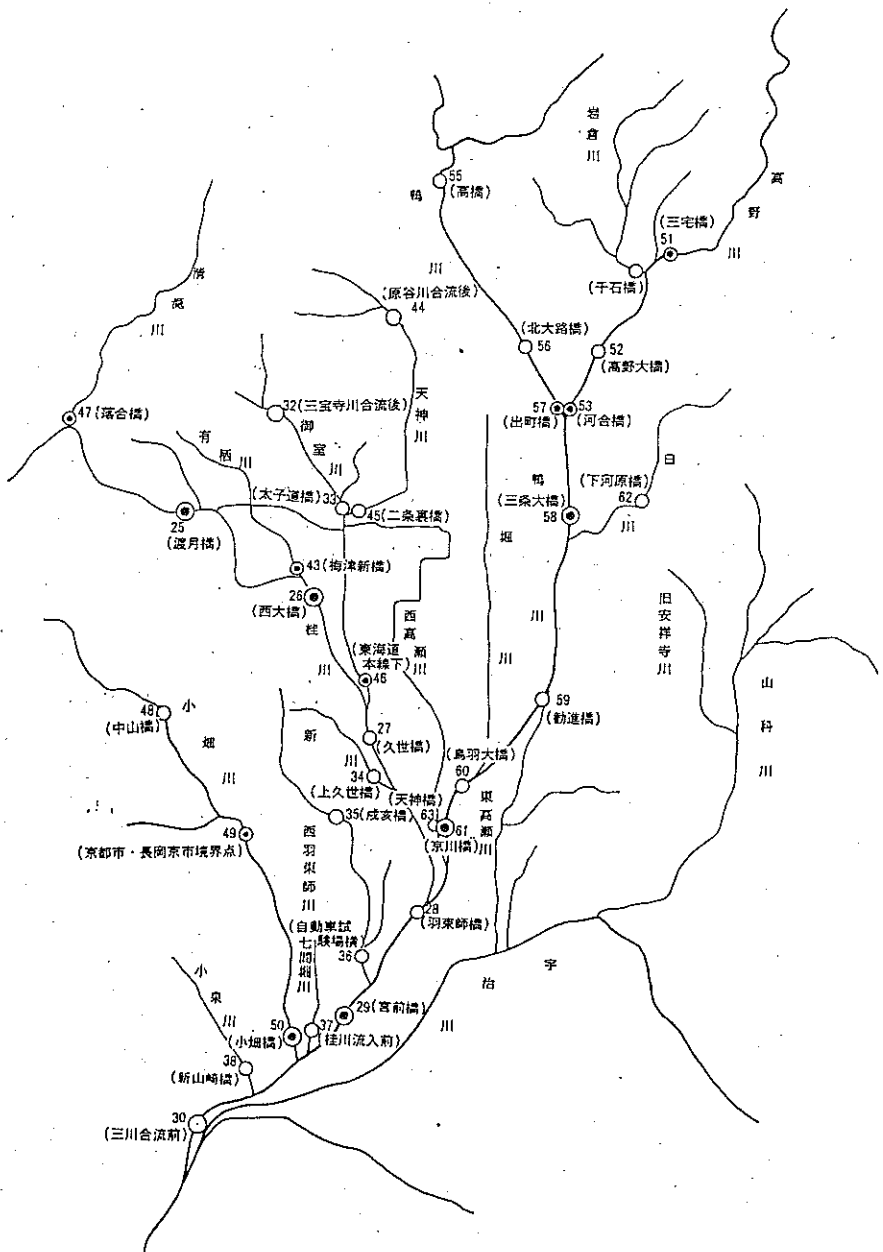
測定地点 (2)



測定地点 (3)



測定地点 (4)



測定地点 (5) (京都市内詳細図)

別図2 地下水水質測定地点

